

中居林こども園 園則（運営規程）

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人恵泉会が設置する施設（以下「当園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園中居林こども園
- (2) 所在地 青森県八戸市石手洗字油久保4番地3

(目 的)

第2条 当園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 和やかな雰囲気の中で情緒を安定させ、心身の調和的な発達を図ること。
- (2) 十分に養護の行き届いた環境の中で、日常生活に必要な習慣や態度を養うこと。
- (3) 積極的に遊びや仕事を行うように促し、自主、協調などの社会的態度や集団生活の中での連帯性を養うこと。
- (4) 自然社会や美的な事象について興味や関心を持たせること。
- (5) 日常生活に必要な言葉を豊かに、正しく身に付けること。
- (6) いろいろな表現活動を通じて創造性を養うこと。
- (7) 生活のいろいろな面について情操の豊かな発達と道徳性の芽生えを培うこと。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 10人
- (2) 法第19条第1項2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 35人
- (3) 法第19条第1項3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 27人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 8人

(運営方針)

第4条 当園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 園児の生活環境の如何にかかわらず、教育及び保育上差別されないこと。
- (2) 地域の協力、家庭との緊密な連絡の下に児童の教育と福祉を図ること。
- (3) 社会福祉実践のため、一般児童育成関係団体への協力等に努めること。
- (4) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）のほか、関係法令を遵守し施設の運営を行うものとする。

(教育・保育等の内容)

第5条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育のほか、以下に掲げる便宜の提供を行う。

- (1) 食事の提供
- (2) 教育・保育に関わる行事等の実施
- (3) 子育て支援事業として一時預かり、病後児保育
- (4) こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施

（職員の職種、員数及び職務内容）

第6条 職員の職種、員数及び職務内容は別表1のとおりとする。

（教育・保育等の提供を行う日）

第7条 教育・保育等の提供を行う日は、次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども

ア 学期

- ① 第1学期 4月 1日から 7月31日まで
- ② 第2学期 8月 1日から11月30日まで
- ③ 第3学期 12月 1日から 3月31日まで

イ 休園日

- ① 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 年末年始 12月29日から1月3日まで

- (2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

（教育・保育等の提供を行う時間）

第8条 教育・保育等の提供を行う時間は次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る教育時間 9時から13時までとする。ただし、7時から19時までの範囲内で一時預かりを実施する。
- (2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間 7時から18時までの間で保護者が保育を必要とする時間。ただし、19時までの範囲内で必要に応じ時間外保育を実施する。
- (3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間 8時30分から17時までの間で保護者が保育を必要とする8時間。ただし、7時から19時までの範囲内で必要に応じ時間外保育を実施する。
 - 2 当園は、在園児以外の一時預かり（7時から19時まで）を実施する。
 - 3 当園は、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業（9時から15時まで）を実施する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第9条 園長は、支給認定保護者から市町村が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 園長は、市町村から教育・保育給付費を法定代理受領する。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から教育・保育費用の支払を受けるものとする。
- 3 園長は、前2項の支払を受けるほか、別表1に掲げる教育・保育の提供における便宜に要する費用の支払を受けるものとする。
- 4 園長は、一時預かり、時間外保育、病後児保育及びこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業を利用する児童の保護者から、別表3から5に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(入園)

第10条 当園への入園を希望する1号認定子どもに該当する児童の保護者は、入園申込書を園長に提出するものとする。

2 園長は、前項の入園申込書が提出されたときは、原則として建学の精神等設置者の理念に基づき面接及び書類選考を行うものとする。

3 園長は、前項の選考の結果、内定した児童については、内定通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。

4 園長は、第2項の選考の結果、内定できない児童については、内定不承諾通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。

5 当園への入園を希望する保護者から、市町村が定める支給認定に係る申請書又は保育利用に係る申込書等が当園に提出されたときは、当園は速やかに当該書類を市町村に提出するものとする。

6 園長は、市町村による利用のあっせんがあった場合には、これに応じるものとする。

(退園)

第11条 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20日までに園長へ退園届を提出するものとする。

2 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができる。

(1) 保護者から退園届が提出されたとき

(2) 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

3 園長は、前項の規定により退園を決定したときは、退園通知書により当該児童の保護者へ通知するものとする。

4 園長は、前項の規定により当該保護者に退園に係る通知をしたときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(転園)

第12条 保護者の転居その他の事由により、他の教育・保育施設等への転園を希望する保護者は、転園希望月の1月前までに園長へ転園届を提出するものとする。

2 園長は、前項の転園届が提出されたときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(休園)

第13条 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望する保護者は速やかに園長に休園届を提出するものとする。

2 園長は、児童が多数伝染病にり患するか、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により、教育・保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで、児童の登園を禁止し休園とすることができる。

3 園長は、第1項の休園届が提出された場合、又は前項の規定により休園を決定したときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(卒園)

第14条 当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、児童の保護者及び八戸市等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上の避難訓練及び消火訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 当園は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の措置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

附則

この園則は、平成27年4月1日から施行する。

この園則は、平成29年4月1日から施行する。

この園則は、令和元年10月1日から施行する。

この園則は、令和2年4月1日から施行する。

この園則は、令和6年6月1日から施行する。

別表1 職員の種類、員数及び職務内容

(職員の人数は各年度により変更する場合がある)

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 |
|--------------------------|----|----|-----|--|
| 園長 | 1 | 1 | | 所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。 |
| 副園長 | 1 | 1 | | 園長を助け、園務を整理し、必要に応じ児童の教育・保育をつかさどる。 |
| 主幹保育教諭 | 2 | 2 | | 園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに児童の教育・保育をつかさどる。 |
| 保育教諭 (保育士・ 幼稚園教諭含) | 14 | 7 | 7 | 児童の保育・教育をつかさどる。 |
| 子育て支援員 | 1 | 1 | | 子育て支援をつかさどる。 |
| 正看護師 | 4 | | 4 | 児童の健康の指導及び管理をつかさどる。 |
| 栄養士 | 1 | 1 | | 児童の栄養の指導及び管理、給食・おやつ調理、調理室の衛生管理を務める。 |
| 調理師 | 3 | 2 | 1 | 給食・おやつ調理及び調理室の衛生管理を務める。 |
| 事務職員 | 1 | | 1 | 経理及び庶務等の事務全般を行う。 |
| 用務員 | 1 | | 1 | 園の環境整備及び雑務を行う。 |
| 嘱託医 | 1 | | 1 | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。 |
| 嘱託歯科医 | 1 | | 1 | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。 |
| 学校薬剤師 | 1 | | 1 | 園の薬剤師業務を行う |

別表1 ①1号認定子どもに係る費用

| 項目 | 内容（負担を求める理由・目的） | 金額 |
|-----|----------------------------|--------------------------------------|
| 給食費 | 米飯持参日以外の日の主食・副食・おやつ等の提供のため | 月額 4,500円 (主食費250円+ 副食費4,250円) |

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

②2号認定子どもに係る費用

| 項目 | 内容（負担を求める理由・目的） | 金額 |
|-----|----------------------------|--------------------------------------|
| 給食費 | 米飯持参日以外の日の主食・副食・おやつ等の提供のため | 月額 5,000円 (主食費500円+ 副食費4,500円) |

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

※教材費、出席ノート、スポーツ共済費、ハブラシ代、制服、絵本代等（希望者のみ）については、その都度お知らせいたします。 年額7,000円程度

別表2 ①一時預かりに係る費用（1号認定の土曜日）

| | |
|---------|--|
| 通常保育時間内 | 700円/半日（給食費無料）7時から13時又は13時から18時 1,400円/1日（給食費無料）7時から18時 |
| 通常保育時間外 | 200円/30分毎 18時から19時 |

※一時預かり費用については、保育認定の種類により免除される場合があります（月額上限有）。

②一時預かりに係る費用（1号認定の月曜日～金曜日）

| | |
|---------|--------------------------------|
| 通常保育時間外 | 平日 200円/30分毎（17時00分から19時00分の間） |
|---------|--------------------------------|

※一時預かり費用については、保育認定の種類により免除される場合があります（月額上限有）。

③一時預かりに係る費用（一般一時預かりの月曜日～土曜日）※令和6年5月1日から

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 通常保育時間内 | 300円/時（7時00分から18時00分の間） 給食費 200円/回 |
|---------|---------------------------------------|

別表3 時間外保育に係る費用

①2号及び3号認定の子どもに係る費用（標準時間利用者）

| | |
|----------|-------------------|
| 月曜日から土曜日 | 200円（18時30分から19時） |
|----------|-------------------|

②2号及び3号認定の子どもに係る費用（短時間利用者）

| | |
|----------|-----------------------------|
| 月曜日から土曜日 | 200円/30分毎（17時00分から19時00分の間） |
|----------|-----------------------------|

別表4 病後児保育利用者に係る費用

| | |
|------------------|-----------------|
| 当園園児（1号・2号・3号認定） | 0円/日（給食費無料） |
| 八戸市民 | 1,000円/日（給食費無料） |
| 八戸市民以外 | 2,500円/日（給食費無料） |

別表5 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業利用者に係る費用 ※令和6年6月1日から

| | |
|-----|---|
| 利用者 | 300円/時（給食を利用した場合は別途200円） ※こども誰でも通園制度の利用時間の範囲を超えた場合は別途こども誰でも通園利用者対象の一時預かり料が発生します（100円/10分）。 |
|-----|---|

（別表の金額は税額変更及び補助金等により変更の場合がある）

別紙

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

幼保連携型認定こども園 中居林こども園 園長 桜沢 さやか

私は、書面に基づいて中居林こども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

Ⓜ 児童との続柄

児童のかかりつけ医療機関

| | |
|-------|--|
| 医療機関名 | |
| 診療科 | |
| 主治医 | |
| 所在地 | |
| 電話番号 | |

緊急連絡先①

| | | | |
|------|--|--------|--|
| 氏名 | | 児童との続柄 | |
| 住所 | | | |
| 電話番号 | | | |

緊急連絡先②

| | | | |
|------|--|--------|--|
| 氏名 | | 児童との続柄 | |
| 住所 | | | |
| 電話番号 | | | |

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有すること。

○他の施設等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

○緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

幼保連携型認定こども園中居林こども園

園長 花沢 さやか 様

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

⑩ 児童との続柄